

大分大学理工学部先端技術・GX研究センター運営委員会細則

令和6年3月6日制定
令和6年理工学部細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部先端技術・GX研究センター規程（令和6年理工学部規程第4号）第7条第2項の規定により、大分大学理工学部先端技術・GX研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学理工学部先端技術・GX研究センター（以下「センター」という。）の次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) センターの組織編制に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター教員
 - (4) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことが

できる。

(事務)

第9条 委員会の事務は，理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この細則は，令和6年4月1日から施行する。